

2021年2月15日開催

理 事 会 議 事 録

日 時 2021年2月15日
場 所 学校法人 東京国際フランス学園（リモート会議）

理事定数 12名

出席理事 10名

- ーオリヴィエ・ブロシェ（仏在外教育庁長官）
- ーフィリップ・セトン（駐日フランス大使）
- ージル・アルモスニノ（仏在外教育庁アジア圏代表）
- ーカトリーヌ・ウンサモン（仏大使館文化副参事官）
- ーマリーエレーヌ・テルニ（仏大使館領事）
- ーローラン・ヴァインベルグ（法人事務局長、学校長）
- ークロード・ウレン（法人総務部長、総務・経理部長）
- ーエリック・アラン（保護者代表）
- ーピエールフランソワ・ヴィルキャン（保護者代表）
- ーグザビエ・ダロ（教職員代表）

欠席理事 2名

- ーステファン・マルタン（仏大使館文化参事官）
- ーアルメル・カイエール（仏商工会議所会頭）

出席監事 1名

- ー谷 真人

欠席監事 1名

- ーウイリアム・ファールブル

出席オブザーバー

- ーマリー・ドイャンベール（中・高等科校長）

- ージル・サンセバスチャン（幼児・初等科校長）
- ーピエールアンリ・ハントソン（教職員）
- ーマクサンス・ロバン（仏大使館フランス語交流担当）
- ーティエリー・コンシニー（在日フランス人選挙区選出議員）
- ーエヴリーヌ・ダヴネ・犬塚（在日フランス人選挙区選出議員）
- ーフランソワ・ルーセル（在日フランス人選挙区選出議員）

役員の確認及び本日の定足数の確認後、18時10分開会を宣言。

初めに、仏在外教育庁長官が仏大使の参加に謝意を述べる。また東京のリセの現況、2月13日の地震、職員の感染等について触れた後、仏在外教育庁管轄フランス学校全体の状況について主に述べる。

ここ1年続くコロナ禍の中で、仏在外教育庁管轄フランス学校のうち55%が閉校、在宅授業を続けている。こういった状況で、東京のリセがすべての点で健全な運営を続けていることを非常に喜ばしく思うと述べる。生徒数においても（他のリセと違って生徒数が安定している）、感染状況についても（他の多くのリセが9月以降、東京のように完全な対面授業を行うことができなかった）いえることであり、同様に、予算面では校舎拡張計画を自己資金のみで実施できることや、教育・学習面でも、最近のオリンピック・パラリンピック週間でみられたように、教職員が尽力したことなどを挙げる。最後に学校運営についてであるが、様々な危機を乗り越えるために必要とされる対話を通して、校長をはじめ経営陣が教職員に対して精力的、また好意的に対応してきたことに称賛の意を示す。

そのような状況で、教職員代表を通して提出された質疑を読み驚いたと発言する。すなわち、その文章の形式や根底に、遠回しに、個人的で露骨な非難が混じっていたからである。理事会や学校はこれらを取り上げる場所ではない。また学校全体の環境にとっても有害であり、得るところの少ない争いにエネルギーを費やしていることを残念に思うと述べ、経営陣を信頼していると再度表明する。

フィリップ・セトン駐日フランス大使は、初めて理事会に参加できたことをうれしく思うと述べる。コロナ禍に見舞われた2020年という特殊な状況で、感染マニュアルにしたがって警戒心を高め、規定された制約事項の中で対応してきた学校、経営陣、教育関係者全員に敬意を表するとともにその尽力を称える。また理事会、学校運営評議会メンバーに対しても、その参加と責任感に感謝の意を述べる。最後に、昨年度作成された緊急プランを通じて仏在外教育庁が支援を行ったことに感謝した。

またリセをまだ訪問できておらず、教職員にも会っていないことを残念としながらも、感染状況が好転し、これらが実現することを待ち望んでいると述べる。とはいえ、校長及びリセ家族の会とはすでに面会したことに言及する。また仏大使、文化参事官とそのメンバーはリセ及び教育関

連団体の状況を注視しており、リセと仏大使館とは定期的に連絡を取っていると説明する。最後に、大使が何よりも配慮するのは、リセの利益と現地法の遵守、そして学校決議機関とそこで承認される決議であると述べる。

書記として中・高等科校長ドイャンベール氏、副書記としてヴィルキャン氏が選任される。

1. 前理事会（2020年10月14日）議事録の承認

議事録は全会一致で承認される。

2. 不動産計画：別館校舎改修工事委託企業の入札結果の承認

総務・経理部長ウレン氏が、賃借料の交渉が難しくなっていると説明する。というのも北区が提示した金額は、信用のおける監査会社の見積もりよりも高額であったからである。本校が資金調達計画で予定していた最高額は7500万円であったが、1月27日に提示された年間賃借料は8000万円（約65万ユーロ）であった。本校に交渉の余地は残されておらず、この金額を受け入れざるをえないであろう。

定期借地権契約は2件ある。一つは、主要部分である4000 m²の土地で、これは20年契約となる。もう一つは、追加された1700 m²の区画に関する1年契約のもので、毎年更新が可能となる。この部分はプールとそこに隣接する土地に相当する。

改修工事請負会社の選択に関しては、二つの会社が入札に応募してきたが、それぞれの提案内容には大きな隔たりがあった。本校の入札委員会は両社と面接し、新たに追加提案された内容等も検討した後、最終的に大林組を選択した。

建物校舎の購入（4400万円）は、売買仮契約書が作成され、アンスティチュ・フランセの翻訳部が翻訳中である。

総務・経理部長が保護者代表の質問に答え、追加された区画は建築可能とされる部分ではなく、いかなる工作物も建てられないが、校庭を延長するために改修される可能性もある（プールの埋め立て）と説明する。また、この土地の賃借料の初年度の支払いはなく、今後、北区が当初予定していた計画をとりやめた場合、より長期の賃借契約を提案する可能性もあると述べる。

以下の3点について決議に移る。

- a. 入札委員会から請負会社として提案された大林組の承認；

反対：0 棄権：0 全会一致で賛成、承認される。

- b. 理事会は、旧滝野川第六小学校校舎改修工事に係る調査費用として、法人理事長が調査会社との契約書（最高額 4000 万円）に署名することを承認する。

反対：0 棄権：0 全会一致で賛成、承認される。

- c. 理事会は、法人理事長が北区役所との旧滝野川第六小学校校舎売買契約書に署名することを承認する。主となる校舎面積は 3920 m²、体育館面積が 497.04 m²、購入総額は最高 4000 万円となる。

同様に理事会は、法人理事長が北区役所との旧滝野川第六小学校校地の定期借地権契約書に署名することを承認する。

一つは、4060.61 m²の校地の 20 年契約で年間賃借料は 5785 万 1510 円（約 45 万 6300 ユーロ）。二つ目は、毎年更新される 1700 m²の土地に係る契約で、年間賃借料は 2421 万 9901 円に上る（約 19 万 1000 ユーロ）。

反対：0 棄権：0 全会一致で賛成、承認される。

法人代表理事（副理事長）である駐日フランス大使は、理事長である仏在外教育庁長官の委任を受けてこれらの契約書に署名をすることに同意する。

3. 給食部門検討グループに関する報告：活動計画の発表

校長は、別紙に記載された報告内容のポイントについて簡単に説明する。これは検討グループのメンバーである保護者の指摘もいくつか加えられ更新されたものである。すなわち、廃棄食品を減らすこと、ベジタリアンメニュー再導入の支持、コストの合理化、生徒の流れの見直しや順番待ちを解消するための配膳方法の改善などが挙げられる（中・高等科食堂の配膳カウンターの改修工事が次回の短期休暇中に実施される予定）。

フランソワ・ルーセル氏（在日フランス人選挙区選出議員）が、オーガニック食品について話が出たかどうか尋ねる。校長は、本校でも益々関心が高まっている持続可能な開発問題の一環として、より総合的な観点から取り組んでいくことになるかと答える。

仏在外教育庁長官は、管轄フランス学校における持続可能な開発の推進ラベルについて触れ、オーガニック食品の導入についても、現地の状況を考慮しながらこういった活動に取り入れていると説明する。

また検討グループからの提案、すなわち中・高等科向けに提供されている二種類のメニューをとりやめ、同じメニューを量を変えて出すことについて、理事会が承認する。この決定は 3 月初頭から適用される。

4. ポストの新設：

- 人事課職員

人事部門の専門家に諮問した後、人事課を強化することになったとウレン総務・経理部長が説明する。現在、フルタイム職員 1 名とパートタイム職員（80％）1 名が業務にあたっているが、170 名の現地雇用教職員の管理にあたって人員増加の需要が高まっている。採用開始は 2021 年 9 月 1 日に予定されている。

反対：0 棄権：0 全会一致で賛成、承認される。

- 別館校舎開設に向け、近隣住民への対応にあたる連絡担当者

4 月 1 日から近隣住民の方々への対応のため、北区役所からの要請でこのポストの採用を行うことになったと総務・経理部長が説明する。ポストはまずハーフタイムで採用し、開校された時点でフルタイムに移行、受付も兼ねる連絡担当職員となる。

反対：0 棄権：0 全会一致で賛成、承認される。

この二つのポスト新設による予算への影響は限定的であると見積もられている。

5. 2021-2022 年度予算の承認：

本予算案は 2021 年 2 月 8 日の評議員会に提出、説明されたもので、保護者代表評議員とも議論が交わされた。

本予算は、2021 年新学期の生徒数を 1475 名として組まれた。またこれには 1.8%の授業料値上げが含まれている。この値上げは本来 2020-2021 年度の予算に組み込まれていたが、コロナ感染症拡大により 2020 年 6 月の理事会で値上げの凍結が決定した。今回の値上げにより学校部門予算の収支回復は見込めるが、赤字となっているその他の特別部門については補填ができない（本校は、学校予算、課外活動、スクールバス、給食、試験、修学旅行、学校法人という 7 つの部門の予算から成り立っている）。

- **学校予算：**本予算は不動産計画の影響を受けることになる。つまり 2021 年 4 月 1 日から別館校舎（旧第六小学校）4000 m²の校地賃借料の支払い義務が生じ、それに伴うポストの新設が予定されているからである。
- **スクールバス：**この部門は現在赤字となっている。利用料金は何年も据え置きのみであるが支出は増加している（人件費、消費税）。生徒数に関していえば変わらないか、わずかに減少している（現在の登録生徒数は約 370 名）。生徒一人当たりの料金は現在年額 35 万円である。収支回復のためには、400 名の登録者数と、年 36 万円の料金設定が必要となってくるであろう（一人当たり年間 1 万円の値上げ）。登録できる生徒数は全体で 414 名（414 席）であるが、バスコースによってはすでに満席となっていたり、逆に空席があるコースもある。今年は CM1 の生徒が 57 名ほど登録したが、登録生徒をさらに増やすため、CM2 の生徒にも門戸を開く予定である。

- **課外活動**：こちらも利用料金が何年も据え置きのみであるが、スクールバスの添乗員同様、指導者の報酬や担当職員の給与は増加している。この部門の予算の詳細は以下の通り。
 - 休日学童保育は収支バランスがとれているため、来年度の利用料金は据え置きとなる。
 - 学童保育も同様で、来年度の料金は据え置きとなる。
 - 現在、課外活動は活動1回につき1500円、年間にして一人45000円となっている。これを1回につき300円値上げすることによって赤字を減らすことができる。また収支回復を目指し値上げを2～3年にわたって実施することができる。最終的に利用料金は年54000円へと移行する。この値上げは2～3年間にわたって行われ、徐々に収支回復が実現する予定である。
 - 課外活動送迎バスでは、現行タリフは年15000円となっているが、赤字額は200万円を示している。赤字を100万円まで減額するため、徐々に値上げを行い、最終的に年額20000円まで上げていくことを提案する。
- **給食**：総務・経理部長は、本年度の給食部門は黒字傾向であると説明する。保護者代表が料金の値下げを検討することはできるかと質問する。これに答えて、黒字傾向はまだ1年目であることから時期尚早であると思われると説明。

仏在外教育庁長官も、特別部門予算をきちんとコントロールするよう注意しなくてはならないと付け加える。

フランソワ・ルーセル氏（在日フランス人選挙区選出議員）が、課外活動及び他の課外活動関連費用に仏奨学金が適用されるのかどうか、またそれらが奨学金と同様の割引率となるのかを尋ねる。総務・経理部長は、奨学金は課外活動のみに適用され、割引率は一律34%となっていると説明。ルーセル氏と保護者代表は奨学金が休日学童保育にも適用されるよう望むと発言。総務・経理部長はこの要請を記録する。

ティエリー・コンシニー氏（在日フランス人選挙区選出議員）が、仏奨学金の条件が緩和されるのか、また奨学金に関して特別な措置が取られるのかどうか質問する。

長官は、昨年度の奨学金予算の残金で再申請に対応することになると答える。規程は現行のままで、3月に予定されている検討会の提案を待っているところである。とはいえ領事部奨学金委員会では協議や柔軟な対応をとる余地もある。

総務・経理部長が運用資金の状況を説明する。現在は改善傾向にあり、自律運営日数100日に近づいていることから安全余裕率を維持できると述べる。また状況の好転は、本年度の為替変動が有利に働いたことと、仏在外教育庁への支払いが12万ユーロほど減額された（1500万円）こと、さらには新入生入学にあると説明する。不動産計画に充てられた運営資金72日分はこの100日に含まれていない。

決議に移る前に、この投票は予算全体に対して行われるものであると長官が明言する。フランソワ・ルーセル氏（在日フランス人選挙区選出議員）は、投票する権利があれば棄権するだろうと述べる。なぜなら準備された予算案のレベルの高さを認める一方で、現在の感染状況の中で授業料を上げることは明らかな兆しとはいえないからである。長官はこれに答え、ここで授業料を凍結することは早晚問題を引き起こすことになるというのもその後何年かにわたってより規模の大きな値上げが待っているからで、この現象は最近、他の多くのフランス学校でも見

受けられた。よって抜け出せない苦境に陥ることを避けるためにも値上げは何年かにわたって実施することが推奨されると述べ、提案された授業料の値上げは賢明であると締めくくる。

長官は予算案の採決に移る。

反対：0 棄権：2 賛成：8 予算は承認される。

保護者代表は、予算案とその準備過程を評価するとともに、収支回復の必要性も理解するが、学費の値上げに賛同することはできないとし、棄権を表明する。

6. 財政規程の変更：

「学期の開始以降は、その学期の学費の全額支払が課されるものとする」という文言を「入学開始月は月額授業料の全額支払が課されるものとする」に変更する。

この変更は2021年1月1日に遡及して行われると校長が述べる。

保護者代表がこの月額ベースを週単位の請求に変更することはできないかと質問する。校長と総務・経理部長は、そのための作業が複雑になりすぎると答える。経費は月毎に支払われるため、学校との契約事項は月毎に発効すると長官が付け加える。そのため仏在外教育庁管轄校は月単位未満の計算は行わない。

財政規程の変更の採決に移る。

反対：0 棄権：0 全会一致で賛成、承認される。

7. 連帯基金：連帯基金を奨学金受給生・仏国籍の生徒に限らず、全家庭に適用する措置の延長（2020-2021年度及び2021-2022年度）：

校長が本案を説明する。

本年度及び来年度について、以前は修学旅行費用の補填のためのみに使われていた連帯基金をすべての家庭に適用する援助枠とする。本年度の要請はわずかであったと報告、次回の連帯基金検討委員会は3月に実施される予定であると述べる。

連帯基金をすべての家庭に適用する提案は全会一致で承認される。

8. 業務委託契約について：

校長が、業務委託者とは、業務委託契約を交わし、課外活動指導者として報酬を受け取っている者であると説明する。彼らは本校の職員ではない。この身分規定は問題となる可能性がある。

しかし、彼らを他の本校職員同様、無期雇用となる可能性をもつ有期雇用契約職員として身分変更をすることは、人件費面で大きな増加を招く恐れもある。アルバイト契約というやり方も解決策の一つとして考えられる。

フランソワ・ルーセル氏（在日フランス人選挙区選出議員）の質問に答え、総務・経理部長は、この契約変更は業務委託者が要請したものではないが、社会保障という観点からも彼らに有利になると考えられると説明する。

長官は彼らの身分が改善されることに賛同するも、法務上、財政上の調査検討を行った上で、できれば次回の理事会で発表してほしいと校長と総務・経理部長に要請する。

9. コロナ感染症に関連した問題：

a. 課外活動指導者への委託業務契約の適用

理事会に持ち込まれる案件としながらも、緊急事態宣言を受けて、業務委託契約者に一カ月の解雇予告（1月12日―2月12日）をもって契約の解除を通達したと、校長が説明する。このまま契約を文言通り適用し、2月12日にすべての報酬の支払いをやめるべきか、もしくは、状況が悪化することを考慮して、より柔軟な対応をすべきか問いかける。

総務・経理部長は、報酬総額は月額480万円となると述べ、課外活動予算だけでなく学校予算からも補填しなくてはならない支出となると説明する。

保護者代表は業務委託契約を維持することに賛同すると述べる。

よって理事会は、本契約を3月31日まで延長し、2月12日から70%の報酬額を支払うことを提案する（ルーセル氏が80%から90%の支払いを提案するが、それは生徒保護者から根拠がないと判断される可能性もあるとして、校長は70%の支払いを主張する）。

課外活動の停止が3月31日以降にも続くようであれば、理事会で新たに討議されるものとする。長官がこの措置の採決に移る。

反対：0 棄権：0 全会一致で賛成、承認される。

b. テレワークで勤務する職員に関連する臨時教員の採用

基礎疾患等をもち感染リスクが高いとして3名の教員（幼児・初等科2名、中・高等科1名）が1月の学期初めに届け出た。リセは、これらの教員がビデオ授業や事前に準備された教材等を通して授業を行う間、クラスで生徒のサポートを行う教員を採用した。これにより生徒が学校で授業を受けることが可能となったと説明する。とはいえこの措置は、緊急事態宣言発令中は継続して実施されるため、学校にとっては追加経費となる。

保護者代表が、フランスへ帰国した教員の日本での自主隔離期間の費用はリセが負担したと確認したと述べ、他の選択肢はなかったのかと質問する。校長は見つからなかったと答える。保護者代表は、代理教員の採用について異議を唱えることはしないが、保護者にとっては影響がある措置であると主張する。

長官は、テレワーク利用教員の代理教員の採用に関して、遡及して採決を図る。

反対：0 棄権：0 全会一致で賛成、承認される。

10. 質疑応答

教職員代表からの質問（保護者代表からはなし）：

1. 情報処理部門にポストを一つ、または2つ増やしてほしい

情報処理部門の拡張を要請する。コンスタントに増えている業務量をこなしていくために、また旧滝野川第六小学校新校舎の責任者として技術者がもう一人必要である。

理解しやすいよう、以下にポイントをいくつか挙げる（当初提出したものを若干修正）。

1. 旧滝野川第六小学校校舎の開設を考えて、少なくとも職員1名の採用を再度要請する（開校の数週間前に採用が行われた場合、この新職員に業務を教えることは不可能である）。
2. 同様に、IT責任者であるエルカルキ氏（現在代理職員が業務を担当）が、数年来言及してきたというポストの創設を再度要請したい。

今日の時点で、IT業務受付チケットの数（業務依頼＋メンテナンス）は、毎週増え続けており、職務の一つであるメンテナンス管理が滞るほどで、業務がどんどん遅れてきている。技術面の点検がほとんどできず、長期にわたって考えるとその影響が予測される。

- 数字で示すと、IT部門はフルタイム職員（週39時間）2名が勤務している（合計週78時間）
- 業務依頼は1週間に約80～100件ほどである（各業務の平均所要時間は1時間）
- 1月の新学期以降、今日の時点で45件（順番チケット）が処理待ちとなっている。これを解消するために、かなり定期的に時間外労働をしているが、これがいつも可能とは限らない。
- 進行中または処理待ちの業務リストの処理にかかる所要時間は、フルタイム163日（労働時間1300時間以上に相当）と見積もられている（旧滝野川第六小学校プロジェクトを除く）
- 増加した多数の業務の中でも一つ例を挙げるとすれば、3年間で75台から400台以上に増えたクロムブックに関連する作業があり、当然多くの要請を受ける（修理、応急措置、ソフトのインストール等）。

3. 2項に挙げた IT 部門の規模の拡大が承認できないのであれば、理想としては、旧滝野川第六小学校に、現在のリセのように責任者と技術者を一人ずつ置くことである。確かに教職員数、生徒数とも少ないため新校舎でのメンテナンスは減るが、そこに必須のプロジェクト業務や遠隔で行えるメンテナンスの一部、また新入生の対応に充てることができる。

例：

- 技術者は2人とも労働時間の100%をサポート業務に充てる。
- 旧滝野川第六小学校へ一部の生徒が移動することにより、例えばIT責任者は週15時間をプロジェクトに充てることができる。
- 旧滝野川第六小学校のIT責任者は、週に20時間をプロジェクトに充てることができるだろう（滝野川校に比べサポート業務が少なくなるため）。

3-1. 2名のIT責任者を置くことができない場合は、二つ目の責任者ポストは、事務カテゴリ0とすることもできる（技術的な面よりも事務管理的な側面が強いため）。

例：

- 技術者は2人とも労働時間の100%をサポート業務に充てる。
- 旧滝野川第六小学校へ一部の生徒が移動することにより、例えばIT責任者は週5時間をプロジェクトに充てることができる（前の提案より時間数が少ないが、これは事務IT責任者の技術面での業務が少なくなるため、IT責任者がそれを補填する必要があるからである）。
- 事務IT責任者は、旧滝野川第六小学校で労働時間の100%を予算管理、PC管理、プロジェクト等に費やす。

今後の予定では、2022年度（2022年4月～2023年3月）の予算にIT部門3人目のポスト新設が組み込まれており、旧第六小学校別館校舎開校5カ月前の2022年4月に採用される予定である。当然このポストの詳細については、IT部門及び情報処理委員会で協議されることになる。

2. 学習フランス語教員ポストの追加要請

次回開催の2月15日理事会の議事日程を読み、2022年新学期の別館校舎の開校を控え、学習フランス語教員ポストの増設が予定されていないことに驚いている（3.4 数年予想）。

この問題は2021年1月27日の人事委員会ですでに取り上げられた。校長は、“アジア・パシフィック圏の他のフランス学校と比べ本校はかなり恵まれており、上限に位置していると思われる”と述べた。この上限とはどういう意味か詳しく説明してほしい。一方で、教員による時間外指導時間は24時間となっており、生徒数も5%ほど増加している。また何よりも、この24時間の時間外指導は学習フランス語のみに充てられたわけではないということを強調したい。それに加えて教

員は新入生の特徴が変わってきたと指摘している。つまり、学校以外で、またはクラスの外でフランス語を話す生徒が少なくなっており、保護者の一人がフランス語を母語とする家庭ですら同じ状況である。

昨年から、初心者向けにより強化された学習フランス語プログラムが実施されている。この日常サポートは実を結び、生徒がよりよく授業についていけるようになってきている。しかし、この強化プログラムは、毎日1クラスにつきCEとCPに1時間30分、またCM2には現在45分間ほどが充てられているが、これでは十分であるとはいえない。またこれらの時間数に、非初心者へのサポートが加わる。最終的に、我々は第3課程を犠牲にして第2課程を優先することにし、時間が足りないため授業中のサポートはとりやめた。これでは幼児科での授業の要請に応えることはできない。しかし幼児科年長クラスはもちろん、年少クラスからの学習フランス語サポートの必要性については多くのフランス学校で認められている（シンガポール校、モスクワ-アレクサンドル・デュマ校、アラブ首長国連邦シャルジャ校等々）。

学習フランス語教育のためにポストをもう一つ増やすことは、フランス語があまりできない生徒、または全くできない生徒が、最終的には介助なしに授業を受け、クラスでも休憩時間と同様、居心地よくいられるようにするためであり、フランス語学習に質の高いサポートを提供することを可能にするはずである。

この質問には、すでに実施されている体制を説明することによって答えたい。つまり、本校における学習フランス語教育はここ数年進歩しており、クラス人数を軽減し、教員が時間外に指導するといった方法が定着、増えているということである。

しかし、ここで説明することは学習フランス語教員のポストの問題にとどまらない。新入生の統合教育は仏在外教育庁管轄校の基準であり、例外はない。よってこれらの生徒の支援は、その職能にしたがうべき担任教師を始め、全員がしなくてはならないことである。

外国語を母語とする生徒を規定外のシステムの中に追いやることは、その生徒が学校に溶け込む助けとはならない。逆に、混交性というものが生徒の認知面をより刺激し、進歩を促進することが周知されている。したがって、クラスでの取り組み方を分けることにより、特別な配慮を必要とする生徒に対応することができる。

検討すべき手段として、初期強化プログラムや現行のやり方に加えて、新学期前にFLE（外国語としてのフランス語教授法）の集中研修を実施することなどが挙げられる。生徒指導を行うことができるのは統合教育の枠組みの中である。研修は教員をサポートする強力な手段である。そういう点で、本年度提案された研修に登録した者がほとんどいなかったのは残念である。

これらの準備・実施方法、検討作業等は学校運営方針及び幼児初等科教育方針の一環として進めるべきものであろう。

とはいえ、幼児初等科の教育の質の高さは、統合教育の側面も含めて国民教育省視察局も認めているところであり、本校がすでに教育運営及び統合教育においても確かな技量をもっているというを示している。

3. “不動産計画にともなう受付・地域連絡担当ポストの新設：北区役所より近隣住民の方々との関係について特別な配慮の要請があったことから、これに応じてポストが新設されることとなった”。

このポスト創設について詳しく説明してもらうことはできるか。日本人を採用しなくてはならないのか。その役割は何か。いつから業務が始まるのか。工事中の期間のみの雇用か。勤務場所はどこか。

まずポストはハーフタイムである。採用条件としては、もちろん国籍の条件はないが日本語を話すことが必要である。このポストの創設は北区役所から要請されたもので、2021年4月1日からの予定である。業務内容は、別館校舎の開校とともに変更され、フルタイムポストになる予定である。

保護者代表は、学校とその教職員・生徒に期待される行動様式や日本の慣習等を日本語のネイティブスピーカーを通して説明できるようにとの近隣住民の希望であろうと推測する。

仏在外教育庁長官は、職員や保護者とフランス語で話す能力も同様に必要であると強調する。

4. 何よりもまず、マリオン（正教諭）とカミーユ（非正教諭）に、チームワーク精神の下、プロ意識をもって、幼児初等科図書室の運営に献身的に取り組んだことに対し、感謝の意を示したい。

前回理事会の議事録を読むと、当然、そこに見てとれるのは、リセが“昨年度のように、非常勤職員に単発的に支払いをすることを避けたい”と考えていることである。そこには同様に、“校長は、1月からの雇用が適切であると説明する。また候補者については、現図書職員ポストが募集された際の採用会議で、本校の別のポストで勤務する職員が2番目の候補者として挙がっていたことから、採用についての心配はないと述べる”と記載されている。

ところが、リセはこのハーフタイムポストにフランス在住の候補者を採用した。

a) 2週間の自主隔離費用はリセの負担となるのか。リセは赴任手当を支払う予定なのか。

b) 再び、二番手の候補者とされた同僚は、新たに採用された職員が到着するまでの臨時職員として提示を受けた。この採用の論理はどうなっているのか。

2020 年新学期に採用されたすべての職員同様、2 週間の自主隔離費用はリセが負担する。また新任職員として赴任手当が支給される。

採用委員会でこのポストの候補者の優先順位を決めた時点では、日本の国境はまだ閉められておらず、日本在住という基準は問題となっていなかった。しかし、代行期間を保証するため、二番目にランク付けされていた人物（承諾するのも辞退するのも自由であった）に依頼するのが妥当であると思われた。

5. 我々は昇進の付与について疑問を呈する。直近の例を挙げれば、経理部内の昇進、言い換えればすべての非日本人職員が“責任者”カテゴリーに属していることである。この部署には、フルタイム 1.5 名分に相当する事務職員と、3 名のフルタイム責任者（非日本人）がいる。我々はこの運営管理に、すなわち各ポストの性質、その付与、総合的にみたこの部署の編成管理（人事部は職員がかなり多い）に疑問をもつものである。

校長は、職員の国籍によるポスト付与という解釈に異を唱える。新しい任務が発生し、本校の需要に合わせたということである。職員間の国籍を一致させたわけではない。

6. 経営陣は職員を信頼していない。劣化した労働環境に加えて（校内の労働環境についてのアンケート調査には 50% の職員しか回答せず、回答者の半分のみが経営陣との関係に満足していると答えている）、経営陣の知識の欠如を補填し、自分たちが作り出した問題を解決するため、頻繁に弁護士が要請されていることに気づいた。

我々は、過去 5 年間の弁護士・法務コンサルタント費用の変動について、情報公開を再度要請する。

校長はアンケートについて修正を主張する。アンケートの質問は、“総体的に、経営陣との関係をどのように評価するか”であった。回答は以下の通り。

良い：45.1%

どちらかといえば良い：35.2%

どちらかといえば悪い：15.4%

悪い：4.3%

19.7%が否定的な意見であったことになる。

また校長及び総務・経理部長による弁護士の要請に関しては、弁護士とは彼らが唯一連絡を取っており、校長はこの質問者が何を根拠に質問しているのか知りたいとし、メールや電話の機密性について心配する必要があるのだろうかと述べる。

弁護士費用についていえば、前任コンサルタントへの報酬額と同様である。月額報酬 10 万円であり、依頼内容によってはこれを超過することもありうる。決算報告書では経費/報酬科目に記載されることになる。

仏在外教育庁長官が、肯定的意見が 80%ということは劣化した関係を示しているとはいえないと述べる。

7. 経営陣は、理事または理事会に対し情報を隠蔽する権利はあるのか。日本の学校法人は情報公開、特に会計管理についてはこれが義務となっている。したがって、我々は、前役員メンバー（人事部長）と取り交わした同意事項に関して情報の開示を再度要求する。彼に支払われた手当額はいくらだったのか（この人物は、当時の役員と取り決め、赴任当時に規定されていなかった赴任手当を受け取ったことがわかっている）。

同意書に秘密保持事項が含まれている場合、これを遵守しなくてはならない。この問題は 2019 年 9 月に遡るが、この話を掘り起こす意志には驚くべきものがある。

8. 理事会に以前提出された質問から、我々は教育指導官が本校で最も多くの特別教育活動手当の給付を受けていることを知った。これはフランスの教員組合 SNES が要求したからとのことであった（本校の教育指導官は、教育指導官公務員試験を受けた有資格者ではないため、この組合には加入していない）。

再確認：

- この特別教育活動手当は、人事委員会で教育指導官の昇級が否決された後に割り当てられた。
- 労使協定には、この特別教育活動手当の対象となる業務が、時間外労働手当（特別教育活動手当ではない）の対象となりうる業務として記載されており、現在まで適用されていた。
- 教育指導官は、すでに付与されている現行の賃金等級を獲得するために必要な大学資格をもっていないと我々は考えている。

これは、全員に規定された枠組みの外で、役員の給与を人為的に上げるために規則をゆがめた別のケースではないだろうか。

校長は、理事会は個人をやり玉にあげる場所ではない、第一、これにそぐうような場所はどこにもないと述べる。また、職員が他の職員の履歴をどのように知り得るのか自問する。一方で、1月から給与問題についてグループ検討会が協議を重ねており、賃金表についても話し合う予定であると説明。この検討グループは歴史をやり直すために行われる裁判ではなく、誰かに有利なように、または誰かに反するような圧力をかけるグループでもない。公平であろうとし、できるものは明確化、単純化、改善しようとする姿勢を旨としている。

9. 前経営陣は、2018年、学校官舎(教室4室分に相当/生徒100名以上収容可/現在2名が使用)を、教育上の目的のためであれば明け渡すと述べたが、実施されなかったことが明らかとなった。かつてないほど厳しい状況の中、スペースが必要なソーシャルディスタンスといった感染対策のためにも、再度我々は本校生徒のためにこの場所を提供するよう要請する。

この二つの官舎を教室に変更する改修費用は以前の理事会で提出された。校長は、官舎を明け渡すといったような約束がなされたことに疑念を抱くと述べるが、今や校舎の拡張計画が始まり、そのための資金が積み立てられている。官舎の改修はこの計画に含まれておらず、資金も準備されていない。

保護者代表が、この質問に対する回答は数字と共に示されたと確証する。当時は、校舎拡張計画がまだ明確ではなかった。その理事会に出席していた彼は、この官舎を教室にするという計画は、官舎が学校運営にとって必要であるという理由から最終的に除外され、この件は結着したと述べる。

10. 経営陣が官舎を明け渡すことを望まない場合は、保護者と共同で、無償で使われているこの官舎の使用を中止させるよう東京都に要請するつもりである。

理事会が最高の議決機関であり、適切と判断されれば、大使館の同意の下、実施された事項を検討し直すことも可能であると校長が述べる。この件については経営陣は決定権をもっておらず、ここで使われた言い方は間違っており(経営陣が官舎を明け渡すことを望まない)、不必要に弾劾していると述べる。

11. この官舎の居住者は光熱費等を支払っているのか(フランスでは支払う)。それとも授業料で賄われる学校経費に含まれているのか。

この官舎は大使館からの要請で居住しているのであり、フランスの官舎がそうであるように

任務の必要性によるものである。“職務上の絶対的な必要性”という規定は、この官舎の所有公共団体に対し、一定料金の光熱費負担を指導しており、それを超える場合には居住者は該当する費用を支払わなくてはならないことになっている。

本校は学校法人として官舎の賃貸料を徴収することができている。同様に、学校施設（講堂ホールなど）を学校時間外に有料で貸し出しすることもできない。

12. 幼児初等科でアメリカインターナショナルセクションを創設した場合にかかる経費（追加人件費、設備、書籍、研修等）はどの程度か。

このセクションはまだ準備が整っていない。教育省で承認を受けた後、その費用等は理事会で承認されなくてはならない。中・高等科のアメリカインターナショナルセクションや日本語インターナショナルセクションのように、このセクションは登録生徒の保護者によって資金が賄われる。

質疑の後、最後に駐日フランス大使が校長及び経営陣へ感謝の言葉を再度述べる。

保護者代表は不動産計画への尽力に対して事務局に感謝し、校長に謝意を述べる。

最後に、仏在外教育庁長官が次回の理事会への参加を希望して会を締めくくる。

20 時 25 分に閉会となる。

仏在外教育庁 オリヴィエ・ブロシェ